

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

事業種目

所在地

前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税										道府県民税																																																		
前事業年度の事業税額 (41)の金額										19	兆				十億		百万		千		円		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18)の金額										1	兆				十億		百万		千		円																
所得割額 (42×前事業年度の月数6)										20	兆				十億		百万		千		円		予定申告税額 (1×前事業年度又は前連結事業年度の月数6)										2	兆				十億		百万		千		円																
付加価値割額 (43×前事業年度の月数6)										21	兆				十億		百万		千		円		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額										3	兆				十億		百万		千		円																
資本割額 (44×前事業年度の月数6)										22	兆				十億		百万		千		円		この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)										4	兆				十億		百万		千		円																
収入割額 (45×前事業年度の月数6)										23	兆				十億		百万		千		円		均等割額										5	兆				十億		百万		千		円																
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)										24	兆				十億		百万		千		円		この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)										7	兆				十億		百万		千		円																
特別法人事業税額 (24×前事業年度の月数6)										25	兆				十億		百万		千		円		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細																																					
予定申告税額 (20+21+22+23+25)										26	兆				十億		百万		千		円		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細																																					
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額										27	兆				十億		百万		千		円		特別法人事業税額 (26-27)										28	兆				十億		百万		千		円																
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細																																																												
摘要										課税標準										税率 (100)										税額																														
所得割										所得金額総額 (29)										兆										十億		百万		千		円		この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)										7	兆				十億		百万		千		円	
所得割										所得金額 (30)										兆										十億		百万		千		円		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細																						
付加価値割										付加価値額総額 (31)										兆										十億		百万		千		円		(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額										8	兆				十億		百万		千		円	
付加価値割										付加価値額 (32)										兆										十億		百万		千		円		法人税割額										9	兆				十億		百万		千		円	
資本割										資本金等の額総額 (33)										兆										十億		百万		千		円		道府県民税の特定寄附金税額控除額										10	兆				十億		百万		千		円	
資本割										資本金等の額 (34)										兆										十億		百万		千		円		税額控除超過額相当額の加算額										11	兆				十億		百万		千		円	
収入割										収入金額総額 (35)										兆										十億		百万		千		円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額										12	兆				十億		百万		千		円	
収入割										収入金額 (36)										兆										十億		百万		千		円		外国の法人税等の額の控除額										13	兆				十億		百万		千		円	
合計事業税額 (30+32+34+36)										37	兆				十億		百万		千		円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額										14	兆				十億		百万		千		円																
事業税の特定寄附金税額控除額										38	兆				十億		百万		千		円		租税条約の実施に係る事業税額の控除額										15	兆				十億		百万		千		円																
仮装経理に基づく事業税額の控除額										39	兆				十億		百万		千		円		納付すべき法人税割額 (9-10+11-12-13-14-15)										16	兆				十億		百万		千		円																
租税条約の実施に係る事業税額の控除額										40	兆				十億		百万		千		円		06のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額										17	兆				十億		百万		千		円																
納付すべき事業税額 (37-38-39-40)										41	兆				十億		百万		千		円		差引法人税割額 (16-11-17)										18	兆				十億		百万		千		円																
41の内訳																																																												
所得割										42	兆				十億		百万		千		円		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額										52	兆				十億		百万		千		円																
資本割										44	兆				十億		百万		千		円		この申告の期間																																					
収入割										45	兆				十億		百万		千		円		前事業年度又は前連結事業年度の期間																																					
摘要										課税標準										税率 (100)										税額										通算親法人の事業年度の期間																				
所得割に係る特別法人事業税額 (46)										46	兆				十億		百万		千		円		0.0										関与税理士署名										(電話)																	
収入割に係る特別法人事業税額 (47)										47	兆				十億		百万		千		円		0.0																																					
合計特別法人事業税額 (46+47)										48	兆				十億		百万		千		円																																							
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額										49	兆				十億		百万		千		円																																							
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額										50	兆				十億		百万		千		円																																							
納付すべき特別法人事業税額 (48-49-50)										51	兆				十億		百万		千		円																																							
備考																																																												

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔別紙五十〕